平成２１年（フ）第３２５号
秋田市手形字才ノ浜２番地46　柴田勇方
債務者　菅原　優美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４号
秋田県由利本荘市松ヶ崎字松ヶ崎町191番地２
債務者　小林　初子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第２５１号
福島市渡利字沖町80番地
債務者　丹治　仁英
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２５９号
福島市森合字下り20番地の７
債務者　佐藤　　勇
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２７０号
福島市笹谷字北中條10番地の２
債務者　佐藤　　径
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９１号
群馬県桐生市相生町５丁目345番地の13
債務者　板垣　　守
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１０２号
群馬県桐生市本町３丁目５番31号
債務者　髙橋　勝子（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１０５号
群馬県桐生市相生町５丁目438番地の１　県営住宅Ｂ棟第236号
債務者　神尾百合子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第３３２号
福井県鯖江市上河端町第47号45番地
債務者　吉村　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７号
長野県茅野市宮川5010番地111　県住Ｂ22号
債務者　宮澤　尚子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第５８号
長野県諏訪市大字四賀1128番地　小林アパート11号
債務者　中川　秀仁
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第５９号
長野県茅野市玉川4603番地１　ハイム峰101号
債務者　伊藤　昌和
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第６８号
長野県岡谷市塚間町１丁目２番９号
債務者　瀧澤　長美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第７３号
長野県諏訪市元町17番13号　Ａ－２
債務者　小林　　修
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第７７号
長野県諏訪市大字四賀5239番地２　コーポサンフラワーＧ号室
債務者　中城佐代子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第７９号
長野県岡谷市若宮１丁目７番23号
債務者　上條とくゑ
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第３８８号
岐阜県各務原市蘇原緑町２丁目49番地
債務者　佐野　文一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４０２号
岐阜市清本町７丁目51番地永井ビル403号
債務者　篠原　　修
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岐阜地方裁判所